

税務と経営

山村税理士事務所

発行人

税理士 山村嘉清

〒870 大分市城崎町1丁目4-15

-0045 電話 0975 (36) 5231

FAX 0975 (36) 5237

ヒント

第3の道

冤罪事件に巻き込まれ裁判で無罪を勝ち取った元厚労省事務次官の村木厚子氏の話。リーダーの仕事は決断し、責任を取ることです。決断するには情報を集めないといけませんから、人の話はよく聞くようにしていました。30代の頃、2年上の先輩から「あなたはどっちのタイプでいく？」と聞かれました。初の女性労働次官になったバリキャリアですごく強いリーダーの松原亘子さん。証券取引等監視委員会委員長も務めたフェミニンに見えるけど、実は強いタイプの佐藤ギン子さん。どっちも無理だなと黙っていると、「あなたが第3のタイプをつくりなさい」と。この言葉が私を長い間、救ってくれました。(日本経済新聞)

ヒント

税務

ミニガイド

令和4年分の所得税の確定申告期間は、令和5年2月16日から3月15日までとなっていますが、還付申告書については、確定申告期間とは関係なく、その年の翌年1月1日から5年間提出することができます。したがって、令和3年分以前の還付申告書の提出も、その期間内であれば可能です。



茶臼と薄墨桜(三重)

角田展章/オアシス

災害減免法と雑損控除

□災害減免法

震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害によって被害を受けた場合には、災害によって受けた住宅や家財の損害金額がその時価の2分の1以上で、かつ、災害にあった年の所得金額の合計額が1,000万円以下であれば、災害減免法による所得税額の減免を受けることができます。ただし、下記の雑損控除との選択適用とされています。

□減免される所得税額

災害減免法の適用を受ける場合、所得金額の合計額に応じて、次の金額が減免されます。

- ①所得金額の合計額500万円以下－所得税額の全額
- ②所得金額の合計額500万円超750万円以下－所得税額の2分の1
- ③所得金額の合計額750万円超1,000万円以下－所得税額の4分の1

□対象資産

対象となる住宅または家財とは、本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族でその年の総所得金額等が48万円以下である者が所有する常時起居する住宅または日常生活に通常必要な家具、じゅう器、衣服、書籍その他の家庭用動産です。

□雑損控除

本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族の有する資産について、災害、盗難、横領によって損害を受けた場合やその災害、盗難、横領に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした場合には、その年の所得の金額から一定の金額を雑損控除として控除することができます。

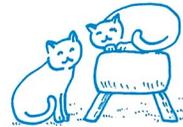
なお、雑損控除の対象は、災害、盗難、横領に限定されていますので、詐欺による損失については対象ではありません。

□控除額

雑損控除として所得金額から控除することができます。

話のタネ

○立春の頃に新芽が出た野菜を具材にして作られたものが「春巻」とか。英語圏では「スプリングロール」。旧暦では立春が年の初め。決まり事や季節の節目がこの日が起源になっています。八十八夜、二百十日などです。暦の上では旧冬と新春の境目で、この日から春になる。春の枕詞「あづさゆみ」は弓を張るのハル。「立春大吉」は縁起の良い左右対称なので。



できる金額は、次のうちいずれが多い方の金額となります。

- ①損失金額（損害金額＋災害関連支出－保険などにより補てんされる金額）－（総所得金額等）×10%
- ②損失金額のうち災害関連支出の金額－5万円

□損失の金額

損失の金額とは、損害を受けた時の直前におけるその資産の時価（時価）を基にして計算した損害の金額です。その資産が家屋等の使用または期間の経過により減価するもの（減価償却資産）である場合には、次に掲げる金額のいずれかを基礎として計算することができます。

- ①その損失の生じた時の直前における資産の時価（時価）
- ②その損失の生じた日にその資産の譲渡があったものとみなして譲渡所得の金額の計算をしたときにその資産の取得費とされる金額（簿価）

□災害関連支出

災害関連支出とは、損失の金額のうち災害に直接関連した支出をいい、具体的には、災害により滅失した住宅、家財などを取壊したり除去したりするために支出した金額などが該当します。

自筆証書遺言書の活用法

今回は法務省が行っている、「自筆証書遺言書保管制度」に関して考えてみたいと思います。

□公正証書遺言と自筆証書遺言の違いとは

公正証書遺言は、遺言者本人が遺言の内容を口頭で公証人に伝え、公証人がその内容を文章にまとめます。公正証書を作成する際には、証人として2名以上の立ち合いが必要です。また、公証人手数料が政令で規定されており、相続財産の金額に応じて定められております。公正証書の原本は、公証役場に保管されます。そのため遺言書の紛失・変造・偽造などのリスクは、ほぼないといえます。

一方で、自筆証書遺言は15歳以上の遺言者本人が遺言書の全文、日付及び氏名を自書さえできれば一人で作成が可能であり、証人は不要です。また保管場所は、遺言書本人で決めること

ができます。自宅に保管しておいたり、信頼できる第三者に保管してもらったりと、自由に決めることができます。しかし、自由に決められるゆえに、保管場所を忘れてしまったり、相続人が遺言書を発見できなかつたりというリスクもあります。遺言書の書き換えや偽造されるリスクもあります。

□「自筆証書遺言書保管制度」

自筆証書遺言のメリットを損なわず、問題点を解消する方策として、法務省より令和2年7月10日に、自筆証書遺言書とその画像データを法務省で保管する「自筆証書遺言書保管制度」が施行されました。法務局で、遺言書の原本と、その画像データが保管されるため、紛失や偽造、改ざん、盗難のおそれはありません。それにより、遺言者の生前の意思が守られます。また、民法が定める自筆証書遺言の形式に適合するかについて法務局職員が確認するため、外形的なチェックが受けられます。他にも様々なメリットが挙げられます。この保管制度を、ぜひご活用 of 検討をされてもよいのではないのでしょうか。

ナマの税務相談室

Q 久しぶりにお伺いいたしました。ご無沙汰している間、身边に色々な心配事、もめごとがあり人生暇なしです。

A 暫く会わないうちに白髪が増えましたね。ところで今日ほどのようなご心配がおありですか。遠慮なくお話しください。

Q 有難うございます。勤続40年の知人(甲)が心不全で急死いたしました。創業以来の社員でしたが勤務先の会社には5,000万円にのぼる借金がありました。

知人はもともと真面目で実力もあり会社にとって必要な人材でした。しかし、金銭感覚はやや甘いところがあり40年間あれよあれよという間に多額の借金となりました。

死亡後の処理として遺族は会社に借金を弁済しなければなりません。遺族はその借金の経緯を知らずそんな大金を支払う意思は無いようです。会社は退職金を払わねばならないが、貸

被相続人の勤務先における 債権債務の課税関係

金を弁済されなければ退職金と相殺して債権と相殺しなければなりません。ところで会社規定の退職金は3,500万円です。今回会社は

貸付金の取り立てが困難とみて同額を退職金として処理し否認されれば有税も覚悟しています。

この場合、退職金を受けたこと、また、相殺後会社に対する債務が消滅されたことの2点について相続税申告にあたっての課税関係の留意点をご教授頂きたいと思います。

A 退職金については会社から実質的に支給された金額は死亡退職金として課税価格に加算されます。

計算上5千万円です。また、5千万円の債務が当該相続に係る被相続人甲の債務相続開始の際、現に存する確実な債務である場合には当該債務のうち当該相続に係る相続人の負担に属する部分の金額は課税価格から控除されます。

参考 相法3条1項2号

ナマの税務相談室

テレワークでの臨時的出社 旅費交通費と通勤費の相違

税理士法では、税理士事務所を2ヶ所以上設けることを禁じています。コロナ禍で急速に広がった在宅勤務（テレワーク）について、当初は、従業員や税理士本人の自宅が事務所に該当し、税理士法に抵触するのではないかと懸念されてもいました。それに対し日税連は、令和2年4月15日に公表したFAQで、自宅で一時的に税理士業務を行ったとしても直ちに税理士事務所に該当するわけではない旨などを明らかにしました。令和4年度税制改正で、税理士法基本通達の改正により、税理士事務所の該当性の判断基準等が見直され、税理士事務所の該当性の判断基準を「外部に対する表示」の有無

のみとすることとされて、看板等で税理士事務所であることなどを表示していなければ、その自宅等の場所は税理士事務所に該当せず、規定に違反しないことになりました。

税理士事務所のみならず、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機にテレワークが普及し、働き方の多様化を推進する観点からも、ポストコロナ禍でも勤務スタイルを原則テレワークとする動きがあり、従業員等の地方移住を認める会社もあります。そうすると、テレワークの常態化により、通勤手当（通勤定期代など）の支給がなくなることになりそうです。

でも、従業員等が業務の都合により臨時出社する場

合が当然あり得ます。その場合の交通費や宿泊費は、通勤費の場合の扱いとどのように変わのでしょうか。通勤手当としては月額15万円までは非課税で給与課税されません。テレワーク従業員の遠方からの交通費が高額となり15万円を超えることも考えられます。

でも、臨時出社する場合の交通費や宿泊費は通勤手当はありません。それは職務を遂行するために必要な旅費交通費なので旅費規程等に基づき実費精算等をしていれば会社側の経費というだけで、従業員等の労務の対価にはなりません。

社会保険料についても、通勤費は標準報酬月額に含まれる報酬に含まれますが、職務遂行上必要とされる移動としての旅費交通費は、労働の対価ではなく実費弁償的なものであるから、報酬に含まれないとされています。

税務繁忙期。
「三月の飛雪見ており税務署にて「遷子」
3月は、いわば「税の大晦日」。所得税の確定申告、贈与税の申告は15日まで。消費税も通常月末までです。納税者も、税理士も、税務署も、みんな大忙しです。すべて段取りよく済ませた上で、鶯の囀りを聞けば、「鶯や障子あくれば東山漱石」
6日啓蟄、21日春分。



他社にまねされる商品を作れ。
まねが競争を生み、
技術の底上げをし、
やがては社会の発展につながる。
(シャープ創業者 早川徳治)

3月の税務メモ

| (国 税) | | (地方税) | |
|-----------------------------|-----|----------------------------------|--|
| ○2月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く） | 10日 | ○2月分個人住民税特別徴収分の納付 | |
| ○昨年分の所得税確定申告 | 15日 | ○昨年分の個人住民税・事業税の申告（所得税確定申告者は申告不要） | |
| ○昨年分の贈与税申告 | 〃 | | |
| ○青色申告の承認申請（それに伴う専従者給与届等の提出） | 〃 | | |
| ○昨年分の個人事業者の消費税申告 | 31日 | ○1月決算法人の確定申告 | |
| ○1月決算法人の確定申告 | 〃 | ○7月決算法人の中間(予定)申告 | |
| ○7月決算法人の中間(予定)申告 | 〃 | | |

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。